

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
		岡山県税条例等の一部を改正する条例		【条 例】	目次
		岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例			
岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例		税務課	国際課	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課
岡山県生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例		医薬安全課	指導監査課		
岡山県子ども・若者未来会議条例		子ども未来課	子ども家庭課	建築指導課	
岡山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課	警察本部	
岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例		子ども未来課	子ども家庭課</		

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十四号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)第六条

二 岡山県税条例等の一部を改正する条例(令和二年岡山県条例第四十四号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例第六条
三 離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例(平成五年岡山県条例第二十三号)第二条第五項第三号

四 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例(平成二十七年岡山県条例第六十六号)第二条第三項第三号

五 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例(平成三十年岡山県条例第五十三号)第二条第二項第三号

(過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例(昭和四十五年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「県税条例第五十五条」を「同条」に改め、同項第三号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第三条 次に掲げる条例の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。
(特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例及び岡山県産業廃棄物処理税条例の一部改正)

一 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例(平成十三年岡山県条例第九号)第二条第三項第三号

二 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)第八条第二項第一号

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十五号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 旅券法第三条第一項の規定により一般旅券の発給を申請する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 書面により申請する場合 二千三百円（早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者（人道上の配慮を必要とする場合として知事が定めて告示する場合に該当し、かつ、緊急に一般旅券の発給を受ける必要がある者を除く。以下イにおいて同じ。）にあつては、八千三百円）。ただし、旅券法第二十条第二項の適用を受ける場合にあつては、四千三百円（早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者にあつては、一万三百円）

ロ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合 千九百円。ただし、旅券法第二十条第二項の適用を受ける場合にあつては、三千九百円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正前の第二条第五号に掲げる者が行つた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十六号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「七千円」を「二万五千五百円」に改め、同条第九号中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。

（特 例）

2 この条例の施行の日前に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五

年法律第八十四号）附則第七条の規定により同法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許に関する準備として行う当該免許の申請に対する審査については、改正後の岡山県保健医療関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）第二条第八号に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第二条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該免許の申請に対する審査については、新条例第二条の規定にかかわらず、同条第八号の手数料は徴収しない。

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十七号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

6 救護施設は、個別支援計画（入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに作成する計画をいう。）を作成しなければならない。

第二十六条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十七条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県子ども・若者未来会議条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十八号

岡山県子ども・若者未来会議条例

（設置）

第一条 次に掲げる機関として、岡山県子ども・若者未来会議（以下「子ども・若者未来会議」という。）を置く。

一 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条に規定する附属機関
二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第

七十七号) 第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関

三 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関

四 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第二条第二項に規定するこども施策(第三条第二号において「こども施策」という。)及び同法第十条第一項に規定する都道府県こども計画に関する事項を調査審議する機関

(組織)

第二条 子ども・若者未来会議は、委員二十四人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第四号に掲げる者については、二人以内とする。

一 学識経験を有する者

二 こども施策に関する事業に従事する者

三 関係行政機関の職員

四 公募に応じた者

五 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(会長)

第五条 子ども・若者未来会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・若者未来会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子ども・若者未来会議の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見の陳述)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

(専門委員)

第八条 子ども・若者未来会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く

ことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、会長の命を受け、当該専門の事項を調査する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第九条 子ども・若者未来会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・若者未来会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・若者未来会議の決議とすることができる。

7 第六条及び第七条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第十条 子ども・若者未来会議の庶務は、子ども・福祉部において行う。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者未来会議の運営に関し必要な事項は、子ども・若者未来会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 第三条の規定による委員の任命に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(岡山県子ども・子育て会議条例の廃止)

3 岡山県子ども・子育て会議条例(平成二十五年岡山県条例第五十八号)は、廃止する。

(岡山県附属機関条例の一部改正)

4 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一岡山県青少年問題協議会の項を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十六年岡山県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「岡山県子ども・子育て会議（岡山県子ども・子育て会議条例（平成二十五年岡山県条例第五十八号）第一条の岡山県子ども・子育て会議」を「岡山県子ども・若者未来会議（岡山県子ども・若者未来会議条例（令和六年岡山県条例第九十八号）第一条の岡山県子ども・若者未来会議」に改める。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

第二十九条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十七条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十八条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十二条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第一百条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項を次のように改める。

七十二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四条第一項の規定による基礎調査（既存の盛土等の安全性を把握するための調査に限る。ロからニまでにおいて同じ。）の実施 ロ 法第四条第二項の規定による基礎調査の結果の公表 ハ 法第五条第一項の規定による基礎調査のための土地の立入り ニ 法第六条第一項の規定による基礎調査のための土地の試掘等の許可及び所有者等に対する意見を述べる機会の付与 ホ 法第十二条第一項本文及び第三十条第一項本文の規定による工事の許可 ヘ 法第十二条第三項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加 ト 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表 チ 法第十四条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知 リ 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国等との協議 ヌ 法第十六条第一項本文及び第三十五条第一項本文の規定による工事の計画の変更の許可 ル 法第十六条第二項及び第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理 ヲ 法第十七条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定による完了検査及び検査済証の交付 ワ 法第十七条第四項及び第五項並びに第三十六条第四項及び第五項の規定による完了確認及び確認済証の交付 カ 法第十八条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付	玉野市 笠岡市
--	---------

ヨ 法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理 タ 法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可の取消し レ 法第二十条第二項及び第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止等の命令 ソ 法第二十条第三項及び第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止等の命令 ツ 法第二十条第四項後段及び第三十九条第四項後段の規定による作業の停止の命令 ネ 法第二十条第五項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告 ナ 法第二十条第六項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代執行に要した費用の徴収 ラ 法第二十一条第一項、第三項及び第四項並びに第四十条第一項、第三項及び第四項の規定による届出の受理 ム 法第二十一条第二項及び第四十条第二項の規定による公表 ウ 法第二十二条第二項、第四十一条第二項及び第四十六条第二項の規定による擁壁の設置等の勧告 キ 法第二十三条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項及び第二項の規定による擁壁の設置等の命令 ノ 法第二十四条第一項（法第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第一項の規定による立入検査 オ 法第二十五条（法第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四十四条の規定による報告の徴収 ク 法第二十七条第一項の規定による届出の受理 ヤ 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表 マ 法第二十七条第三項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告 ケ 法第二十七条第四項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令 フ 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出の受理 コ 省令第八十八条の規定による法に適合していることを証する書面の交付 エ イからコまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	

別表第二の三十二の項の次に次の一項を加える。

三十二の二 宅地造成及び特定盛土等規制法及び同法の施行のための規則に基づく事務	各市町村（岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市を除く。）
---	----------------------------

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百一号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第六十五号の次に次の三号を加える。

六十五の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項本文及び第三十条第一項本文の規定による工事の許可の申請に対する審査 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 五百平方メートル以内のもの 一万五千九百九十円
- (2) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万七千二百二十円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 三万八千四百六十円
- (4) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 五万六千八百円
- (5) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六万五千八十円
- (6) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 八万八千七百四十円
- (7) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 十四万九千七百七十円
- (8) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 二十一万八千八百六十円
- (9) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 三十四万三千七十円
- (10) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 四十八万五千三十円
- (11) 十万平方メートルを超えるもの 六十二万六千九百八十円

ロ 土石の堆積に関する工事 次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 五百平方メートル以内のもの 一万二千二百五十円
- (2) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 一万三千六百二十円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万五千九百九十円
- (4) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 一万九千五百三十円
- (5) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二万七千八百二十円
- (6) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三万三千三百六十円
- (7) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 三万七千八百七十円
- (8) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 五万二千七十円
- (9) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 七万九百九十円

- (10) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 十万六千四百八十円
- (11) 十万平方メートルを超えもの 十三万四千円

六十五の三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項本文及び第三十五条第一項本文の規定による工事の変更許可の申請に対する審査 変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものである場合であつて六十二万六千九百八十円を超えるときは六十二万六千九百八十円、その額が土石の堆積に関する工事に係るものである場合であつて十三万四千円を超えるときは十三万四千円）

イ 工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）の区分に応じ、前号に定める額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の盛土、切土又は土石の堆積をする土地への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、前号に定める額

ハ イ及びロに掲げる変更以外の変更については、一万円

六十五の四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による中間検査の申請に対する審査 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 二万平方メートル以内のもの 一万二千八百九十円
- ロ 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 一万七千円
- ハ 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 二万五千二百四十円
- ニ 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 三万七千五百九十円
- ホ 十万平方メートルを超えるもの 四万九千九百四十円

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百二号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十五号の二中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同項第三十五号の三中「第百四条の四第六項（同法第百五条第二項において準用する場合を

含む。）」を「第一百五条の二第二項」に、「千百円」を「千百五十円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十五の四 道路交通法第一百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録 九百円（同条第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録する場合にあっては、百円）

第二条第一項第三十六号の二中「（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千百円」を「千百五十円」に改める。

別表第二の一の項中

千五百五十円

を

千六百五十円

に、「千九百円（道路交通法施行令）」を「千九百五十円（道

路交通法施行令）」に、「の更新（免許証）」を「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下「免許証等」という。）」に、「更新をいう。以下同じ」を「更新（以下「免許証等の更新」という）」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千百円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千九百円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）」に、「六千六百円」を「六千九百

道路交通法第九十七 千七百五十円

条の二第一項第一号

円」に、

を

又は第二号に該当し
て同項の規定の適用
を受ける場合

道路交通法第九十七 千九百円

条の二第一項第一号

又は第二号に該当し
て同項の規定の適用
を受ける場合

に、「免許証の更新」を「免許証等の

更新」に、「二千五百五十円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に、

道路交通法第九十七 千七百五十円

条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

を

道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

に、「二千六百元（道路交通法第九十

七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千七百元」を「千八百円」に、「四千八百円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に、「二千九百元（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百元」に改め、同表の一の二の項中「三千九百元」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表の二の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三 道路交通法第九十条第一項の規定による免許証の交付を受けるようとする者	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）でない場合	二千三百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
	仮運転免許に係る免許証		特定試験免除者である場合	二千百円（複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

別表第二の四の項中「再交付」を「再交付（以下「免許証の再交付」という。）」に、「二千二百五十円」を「二千六百元」に、「千五百五十円」を「千五十円」に改め、同表の四の三の項中「三千五百

五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項を同表の四の六の項とし、同表中四の二の項を四の五の項とし、四の項の次に次の三項を加える。

四の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとする者（道路 交通法施行令第四十三 条第四項第一号に掲 げる者を除く。）	道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合		特定試験免除者である場合	千五百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
	道路交通法第一百一条の四の二第二項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合		特定試験免除者である場合	千三百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
四の三 道路交通法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者	道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合		八百円	千五百五十円（道路交通法第九十二条第一項、第九十五条の二第二項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は免許証の再交付（仮運転免許に係るものを除く。）と同時に記録を受ける場合に あつては、百円）
			二千五百五十円	
四の四 道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（道路 交通法施行令第四十三 条第四項第二号に掲 げる者を除く。）				千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、百円）（複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

別表第二の六の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一

万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二千五百円」を「二千二百円」に改め、同表の八の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千五百円」に、「一万八千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表の九の項中「再試験を」を「再試験（以下この項において「再試験」という。）を」に、「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千百円」に改め、同表の十の項及び十の二の項を次のように改める。

十 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）		免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	
	道路交通法第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「經由申請」という。）をする場合	更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	經由申請をする場合であって、道路交通法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき。
免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	二千七百五十円	千三百円	二千八百五十円	千円
				千九百五十円
				二千二百円
				二千五百円
經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき。				二千八百五十円

十の二 道路交通法第百一条の二の二第二項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者	經由地書換申出をする場合	經由申請をしない場合
	經由地書換申出をしない場合	
	千七百円	二千九百五十円
	七百五十円	

別表第二の十一の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表の十二の項を次のように改める。

十二 道路交通法第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者	道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき八百五十円
	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき二千四百円
	道路交通法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間につき千九百五十円
	道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間につき四千六百五十円
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間につき三千八百円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき三千五十円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき四千三百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間につき四千二百円
	道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間につき千七百五十円
	道路交通法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき三千二百円
	道路交通法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき千八百五十円

道路交通法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習		道路交通法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習		道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	
自動車等（これに準ずるものとして運転免許に係る講習等に関する規則第八条第二項に規定する国家		普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		八百円（オンライン講習にあつては、二百円）	
一万二千九百円		二千九百五十円		六千六百円	

		公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習
道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間につき二千六百元	九千三百五十円
道路交通法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	講習一時間につき二千二百円	
道路交通法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習	講習一時間につき二千五十円	

別表第二の十三の項中「九百元」を「千円」に改める。

別表第三の一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

「千二百五十円」を「千二百円」に、「四千二百五十円」を「四千

千四百五十円」に改め、同表の二の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千五百円」を「千九百元」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表の五の項中「二千三百五十円」を「二千六百元」に、「千九百元」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表の六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表の七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表の備考一中「一万三千五十円」を「一万三千百円」に、「一万五千五十円」を「一万八百円」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同表の備考二中「五千五百円」を「五千五百五十円」に、「四千三百円」を「四千三百五十円」に改める。別表第四の一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

「千二百五十円」を「千二百円」に、「四千二百五十円」を「四

千四百五十円」に改め、同表の二の項中「二千五十円」を「二千百円」に改め、同表の四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表の六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表の七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表の備考一中「七千八百円」を「八千二百円」に、「五千七百五十円」を「五千九百円」に、「三千七百円」を「三千九百円」に、「九千五百円」を「九千五百円」に改め、同表の備考二中「三千三百五十円」を「三千四百円」に改める。

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第百三号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千五百円」を「五万六千六百円」に改める。

第十二条第一項中「(以下この条において「支給対象職員」という。)」を削り、同条第二項中「一万七千八百円」を「一万九千八百円」に、「一万二千円」を「一万四千四百円」に、「七千三百六十円」を「八千二百円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第二条関係）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,400	236,300	267,800	293,800	316,300	341,500	379,900	422,100	472,000
	2	190,500	237,800	268,800	295,400	318,000	343,400	382,500	424,500	475,100
	3	191,700	239,300	269,800	296,900	319,700	345,200	384,800	427,000	478,100
	4	192,800	240,700	270,800	298,400	321,200	347,000	387,000	429,400	481,100
	5	194,000	242,200	271,800	299,900	322,600	348,700	388,900	431,300	484,100
	6	195,700	243,700	272,800	301,400	323,900	350,400	391,200	433,400	487,100
	7	197,300	245,200	273,800	302,800	325,200	352,000	393,300	435,500	490,100
	8	198,900	246,700	274,800	304,100	326,500	353,700	395,300	437,700	493,200
	9	200,500	248,100	275,800	305,300	327,800	355,300	397,300	439,600	495,900
	10	202,200	249,500	276,800	306,800	329,600	357,000	399,600	441,700	499,000
	11	203,900	250,900	277,800	308,300	331,400	358,600	401,800	443,800	502,000
	12	205,500	252,200	278,800	309,700	333,100	360,200	404,000	445,700	505,100
	13	207,100	253,600	279,800	311,100	334,800	361,700	406,200	447,400	507,800
	14	208,800	254,900	280,800	312,200	336,500	363,400	408,500	449,200	510,100
	15	210,500	256,300	281,800	313,200	338,200	365,000	410,700	451,100	512,400
	16	212,200	257,600	282,900	314,400	339,900	366,600	413,000	453,000	514,700
	17	213,600	258,600	283,900	315,600	341,500	368,200	414,800	454,800	516,700
	18	215,200	259,700	285,200	317,200	343,200	370,000	416,700	456,600	518,100
	19	216,800	260,800	286,500	318,800	344,900	371,500	418,600	458,400	519,600
	20	218,300	261,900	287,700	320,400	346,500	373,100	420,400	460,100	521,000
	21	219,800	262,900	289,000	321,900	348,000	374,500	422,200	461,900	522,200
	22	221,400	263,900	290,300	323,500	349,600	376,100	424,000	463,400	523,600
	23	223,100	264,900	291,500	325,100	351,200	377,700	425,800	464,800	525,100
	24	224,800	265,900	292,700	326,700	352,700	379,200	427,600	466,300	526,600
	25	226,400	266,900	293,800	328,200	354,100	381,100	429,200	467,700	527,700
	26	228,100	267,800	295,000	329,900	355,800	383,000	430,700	469,000	528,800
	27	229,500	268,700	296,300	331,500	357,400	384,900	432,200	470,300	530,000
	28	230,800	269,600	297,600	333,100	359,000	386,700	433,700	471,500	531,200
	29	232,100	270,400	298,900	334,500	360,200	388,200	435,200	472,500	532,200
	30	233,200	271,200	299,900	336,200	361,700	390,000	436,500	473,200	533,100
	31	234,200	272,000	300,900	337,900	363,200	391,700	437,800	473,900	534,000
	32	235,200	272,800	302,000	339,500	364,700	393,300	439,000	474,600	534,900
	33	236,300	273,500	303,100	340,700	366,400	395,000	440,200	475,300	535,700
	34	237,400	274,300	304,300	342,600	368,200	396,400	441,500	476,000	536,600
	35	238,500	275,100	305,400	344,300	369,900	397,800	442,800	476,600	537,300
	36	239,500	275,800	306,600	345,900	371,600	399,200	444,000	477,200	537,800
	37	240,600	276,500	307,800	347,400	373,000	400,600	445,200	477,700	538,500
	38	241,600	277,300	309,100	349,000	374,300	401,800	446,000	478,300	539,100
	39	242,600	278,100	310,400	350,600	375,500	403,000	446,800	478,900	539,900
	40	243,500	278,800	311,700	352,200	376,900	404,000	447,600	479,500	540,500

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	244,300	279,500	313,000	353,900	378,000	405,100	448,200	480,000	541,000
	42	245,200	280,300	314,300	355,700	378,900	406,300	448,800	480,500	
	43	245,900	281,100	315,600	357,500	379,900	407,400	449,400	480,900	
	44	246,600	281,800	316,900	359,300	381,000	408,500	450,000	481,200	
	45	247,300	282,500	318,200	360,800	381,800	409,200	450,700	481,500	
	46	247,900	283,200	319,500	362,200	382,700	409,900	451,500		
	47	248,400	283,900	320,800	363,600	383,600	410,600	451,900		
	48	248,900	284,600	321,900	365,000	384,400	411,300	452,600		
	49	249,500	285,300	322,800	366,500	385,200	411,900	453,100		
	50	250,100	286,000	324,100	367,300	386,000	412,500	453,500		
	51	250,700	286,700	325,400	368,300	386,800	413,000	453,900		
	52	251,200	287,400	326,700	369,300	387,500	413,400	454,300		
	53	251,600	288,000	327,900	370,200	388,200	413,800	454,700		
	54	251,900	288,700	329,200	371,300	388,900	414,000	455,100		
	55	252,000	289,300	330,400	372,200	389,600	414,300	455,500		
	56	252,200	290,000	331,600	373,200	390,300	414,600	455,800		
	57	252,500	290,600	332,900	374,100	390,800	414,900	456,100		
	58	252,800	291,300	334,000	374,800	391,400	415,200	456,500		
	59	253,200	291,900	335,100	375,500	392,000	415,500	456,800		
	60	253,500	292,600	336,200	376,100	392,700	415,800	457,100		
	61	253,900	293,200	336,900	376,500	393,100	416,000	457,400		
	62	254,200	293,900	337,800	377,100	393,700	416,300			
	63	254,400	294,500	338,500	377,800	394,300	416,600			
	64	254,600	295,000	339,300	378,500	394,800	416,900			
	65	254,900	295,500	340,100	378,800	395,200	417,100			
	66	255,200	296,100	340,500	379,500	395,800	417,400			
	67	255,500	296,600	341,100	380,200	396,400	417,700			
	68	255,600	297,200	341,800	380,800	396,900	418,000			
	69	255,900	297,700	342,600	381,100	397,300	418,200			
	70	256,100	298,200	343,300	381,600	397,800	418,500			
	71	256,300	298,800	344,000	382,200	398,300	418,800			
	72	256,500	299,400	344,600	382,800	398,900	419,000			
	73	256,600	299,900	345,100	383,100	399,200	419,200			
	74	256,800	300,400	345,700	383,700	399,600	419,500			
	75	257,000	300,800	346,200	384,400	400,000	419,800			
	76	257,300	301,100	346,800	385,000	400,400	420,000			
	77	257,600	301,300	347,100	385,400	400,700	420,200			
	78	257,900	301,600	347,600	385,900	401,000	420,500			
	79	258,200	301,800	348,000	386,500	401,300	420,800			
	80	258,500	302,100	348,400	387,000	401,500	421,000			
	81	258,800	302,300	348,800	387,500	401,700	421,200			
	82	259,100	302,500	349,300	388,100	402,000	421,500			
	83	259,400	302,800	349,800	388,600	402,300	421,800			
	84	259,700	303,000	350,300	388,900	402,500	422,000			
	85	260,000	303,300	350,600	389,300	402,700	422,200			
	86	260,300	303,600	351,000	389,800	403,000				
	87	260,600	303,900	351,400	390,200	403,300				
	88	260,900	304,200	351,800	390,600	403,500				

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	89	261,200	304,500	352,100	391,000	403,700				
	90	261,500	304,800	352,500	391,500	404,000				
	91	261,800	305,100	352,900	391,900	404,300				
	92	262,100	305,500	353,300	392,300	404,500				
	93	262,400	305,700	353,500	392,600	404,700				
	94		305,900	353,900						
	95		306,200	354,300						
	96		306,600	354,700						
	97		306,800	354,900						
	98		307,100	355,300						
	99		307,500	355,700						
	100		307,900	356,000						
	101		308,100	356,300						
	102		308,400	356,700						
	103		308,700	357,100						
	104		309,000	357,500						
	105		309,200	358,000						
	106		309,500	358,400						
	107		309,800	358,800						
	108		310,100	359,200						
	109		310,300	359,700						
	110		310,700	360,100						
	111		311,100	360,400						
	112		311,400	360,700						
	113		311,600	361,200						
	114		311,800							
	115		312,100							
	116		312,500							
	117		312,700							
	118		312,900							
	119		313,200							
	120		313,500							
	121		313,900							
	122		314,100							
	123		314,400							
	124		314,700							
	125		315,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		195,900	223,700	266,500	286,200	301,400	327,100	369,200	402,700	454,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第二条関係）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	217,800	239,000	262,200	296,600	327,400	349,500	371,700	401,200	437,400
	2	220,200	241,200	264,200	297,900	329,000	351,100	373,400	402,900	439,200
	3	222,600	243,400	266,400	299,200	330,600	352,600	375,100	404,500	441,100
	4	225,000	245,600	268,600	300,400	332,200	354,200	376,800	406,100	443,000
	5	227,500	247,900	270,600	301,600	333,600	355,800	378,500	407,600	444,400
	6	229,900	249,900	271,900	302,600	334,900	356,900	380,100	409,000	446,000
	7	232,300	251,900	273,200	303,800	336,200	358,000	381,700	410,400	447,600
	8	234,500	253,700	274,500	304,800	337,500	359,100	383,300	411,800	449,000
	9	236,800	255,600	275,700	305,500	338,800	360,200	384,800	413,100	450,400
	10	238,900	257,300	277,000	306,400	340,300	361,900	386,400	414,700	452,100
	11	241,000	259,000	278,300	307,200	341,800	363,600	388,000	416,300	453,700
	12	243,000	260,400	279,600	307,900	343,300	365,200	389,500	417,800	455,100
	13	245,000	261,900	280,700	308,600	344,800	366,800	391,000	419,300	456,000
	14	247,100	263,700	281,800	309,300	346,200	368,500	392,700	421,400	457,600
	15	249,100	265,100	282,800	310,000	347,500	370,100	394,400	423,400	459,400
	16	250,800	266,600	284,300	310,600	348,800	371,700	396,100	425,500	461,200
	17	252,400	268,000	285,600	311,300	350,100	373,300	397,600	427,200	462,700
	18	253,900	269,200	286,900	312,100	351,700	374,900	399,200	428,800	464,500
	19	255,400	270,300	288,200	312,800	353,300	376,500	400,800	430,400	466,300
	20	256,900	271,300	289,400	313,600	354,900	378,100	402,400	431,900	468,000
	21	258,500	272,600	290,700	314,300	356,400	379,700	404,000	433,400	469,600
	22	260,100	273,800	291,400	315,100	358,000	381,300	405,600	435,000	471,300
	23	261,600	275,100	292,300	316,100	359,600	382,900	407,200	436,400	472,900
	24	263,100	276,400	293,000	317,000	361,100	384,500	408,800	437,800	474,700
	25	264,400	277,700	293,400	317,900	362,600	386,100	410,300	438,900	476,200
	26	265,600	279,100	294,100	319,200	364,200	387,700	412,300	440,300	477,600
	27	266,800	280,300	294,800	320,500	365,800	389,300	414,300	441,800	479,100
	28	268,000	281,500	295,400	321,800	367,300	390,900	416,300	443,300	480,400
	29	269,100	282,500	295,900	323,100	368,800	392,500	417,800	444,600	481,600
	30	270,400	283,700	296,500	324,600	370,400	394,100	419,500	446,300	482,300
	31	271,700	284,900	297,000	325,900	372,000	395,800	421,100	447,900	483,000
	32	272,900	286,100	297,500	327,000	373,600	397,500	422,800	449,500	483,600
	33	274,200	287,500	298,000	328,000	375,000	399,200	424,400	450,900	484,100
	34	275,700	288,200	298,600	329,200	376,700	401,200	425,900	452,600	484,800
	35	276,900	289,100	299,100	330,400	378,400	403,100	427,400	454,300	485,400
	36	278,200	289,800	299,600	331,500	380,000	405,000	428,800	455,900	486,000
	37	279,200	290,300	300,100	332,600	381,600	406,700	430,000	457,300	486,300
	38	280,400	291,100	300,700	333,800	383,200	408,100	431,500	458,000	486,900
	39	281,600	291,800	301,300	335,000	384,800	409,300	433,000	458,700	487,400
	40	282,800	292,400	301,900	336,100	386,500	410,600	434,400	459,400	487,900

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	284,200	292,900	302,600	337,200	388,200	411,600	435,900	459,800	488,400
	42	284,900	293,500	303,300	338,400	390,200	412,700	437,200	460,300	488,800
	43	285,700	294,100	304,000	339,600	392,200	413,700	438,400	460,900	489,200
	44	286,500	294,600	304,700	340,800	394,200	414,700	439,600	461,500	489,600
	45	286,800	295,100	305,300	342,000	395,900	415,800	440,600	462,100	489,900
	46	287,500	295,600	306,200	343,200	397,600	417,000	441,300	462,800	
	47	288,100	296,100	307,000	344,400	399,100	418,100	442,100	463,300	
	48	288,800	296,600	307,800	345,600	400,600	419,200	442,800	463,800	
	49	289,300	297,200	308,600	346,800	401,800	420,400	443,300	464,300	489,900
	50	289,900	297,700	309,700	348,100	402,800	421,200	443,700	464,600	
	51	290,400	298,300	310,800	349,300	403,800	422,000	444,100	464,900	
	52	290,900	298,900	311,800	350,500	404,800	422,600	444,400	465,300	
	53	291,400	299,500	312,800	351,700	405,900	423,100	444,700	465,700	489,900
	54	292,000	300,200	313,900	353,100	407,000	423,800	445,000	465,900	
	55	292,500	300,900	314,900	354,400	408,100	424,500	445,300	466,200	
	56	293,000	301,600	316,000	355,700	409,200	425,100	445,600	466,400	
	57	293,500	302,200	317,000	356,600	410,500	425,800	445,800	466,800	489,900
	58	294,000	303,100	318,100	357,900	411,300	426,200	446,100	467,000	
	59	294,500	303,900	319,200	359,100	412,100	426,800	446,400	467,200	
	60	295,000	304,700	320,300	360,300	412,700	427,400	446,700	467,400	
	61	295,500	305,500	321,300	361,500	413,200	427,800	447,000	467,800	489,900
	62	296,000	306,400	322,400	362,900	413,900	428,200	447,300	468,100	
	63	296,500	307,300	323,500	364,300	414,600	428,700	447,600	468,400	
	64	297,000	308,200	324,600	365,700	415,300	429,200	447,900	468,700	
	65	297,500	309,000	325,600	367,000	415,600	429,700	448,100	469,000	489,900
	66	298,000	309,900	326,700	368,500	416,300	430,300	448,400	469,300	
	67	298,500	310,700	327,800	370,000	417,000	430,700	448,700	469,600	
	68	299,000	311,500	328,900	371,400	417,500	431,100	449,000	469,900	
	69	299,500	312,400	329,900	372,600	417,900	431,500	449,200	470,200	489,900
	70	300,000	313,300	331,100	374,000	418,300	431,800	449,500	470,500	
	71	300,500	314,200	332,300	375,300	418,800	432,100	449,800	470,800	
	72	301,000	315,100	333,500	376,700	419,300	432,400	450,000	471,100	
	73	301,500	315,900	334,200	377,800	419,800	432,700	450,200	471,400	489,900
	74	302,100	316,800	335,500	379,000	420,200	433,000	450,500	471,700	
	75	302,700	317,700	336,800	380,200	420,700	433,300	450,800	472,000	
	76	303,200	318,500	338,100	381,400	421,200	433,500	451,100	472,300	
	77	303,700	319,200	339,400	382,700	421,700	433,700	451,300	472,600	489,900
	78	304,300	320,100	340,800	383,900	422,200	434,000	451,600	472,900	
	79	304,900	321,000	342,200	385,100	422,800	434,300	451,900	473,200	
	80	305,500	322,000	343,600	386,200	423,300	434,500	452,200	473,500	
	81	306,100	322,900	344,900	387,300	423,700	434,700	452,400	473,800	489,900
	82	306,800	324,000	346,500	388,500	424,300	435,000	452,700	474,100	
	83	307,500	325,000	348,000	389,600	424,800	435,300	453,000	474,400	
	84	308,100	326,000	349,500	390,800	425,000	435,500	453,300	474,700	
	85	308,700	326,900	350,900	391,900	425,300	435,700	453,500	475,000	489,900
	86	309,400	327,900	352,400	392,500	425,800	436,000	453,800	475,300	
	87	310,100	328,900	353,900	393,000	426,100	436,300	454,100	475,600	
	88	310,800	329,900	355,300	393,500	426,400	436,500	454,400	475,900	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

89	311,500	330,900	356,600	394,100	426,700	436,700			
90	312,300	332,200	357,800	394,700	427,100	437,000			
91	313,100	333,400	359,000	395,300	427,500	437,300			
92	313,800	334,600	360,300	395,900	427,900	437,500			
93	314,300	335,800	361,600	396,200	428,200	437,700			
94	315,200	337,100	363,100	396,700					
95	316,100	338,300	364,600	397,200					
96	316,900	339,500	366,000	397,700					
97	317,700	340,700	367,300	398,100					
98	318,700	342,000	368,500	398,500					
99	319,600	343,200	369,600	399,000					
100	320,500	344,400	370,800	399,500					
101	321,400	345,800	371,900	399,900					
102	322,400	346,700	373,000	400,400					
103	323,400	347,700	374,100	400,900					
104	324,300	348,800	375,200	401,400					
105	325,100	349,900	376,400	401,700					
106	325,700	351,000	376,900	402,100					
107	326,300	352,000	377,500	402,600					
108	326,900	353,000	378,100	402,900					
109	327,400	354,200	378,700	403,200					
110	327,900	355,200	379,200	403,700					
111	328,300	356,200	379,600	404,200					
112	328,800	357,100	380,100	404,700					
113	329,600	358,000	380,500	405,000					
114	330,300	358,900	380,900	405,500					
115	331,000	359,900	381,400	406,000					
116	331,600	360,900	381,900	406,500					
117	332,200	361,900	382,300	406,800					
118	332,900	362,300	382,800	407,300					
119	333,600	362,900	383,400	407,800					
120	334,400	363,500	383,900	408,300					
121	335,000	363,800	384,100	408,700					
122	335,300	364,200	384,600	409,200					
123	335,800	364,600	385,100	409,600					
124	336,300	365,000	385,500	410,100					
125	336,600	365,400	386,000	410,500					
126		365,800	386,500						
127		366,200	387,000						
128		366,600	387,500						
129		367,000	387,800						
130		367,400	388,300						
131		367,800	388,800						
132		368,200	389,300						
133		368,400	389,600						
134		368,900	390,100						
135		369,300	390,500						
136		369,600	390,900						

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	137		369,900	391,200						
	138		370,300	391,700						
	139		370,800	392,200						
	140		371,300	392,700						
	141		371,600	393,000						
	142		372,100							
	143		372,600							
	144		373,100							
	145		373,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		250,400	262,400	266,700	300,700	317,500	331,800	355,500	391,100	423,100

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第三 教育職給料表（第二条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	252,900	305,100	361,500	430,800
	2	208,300	254,400	306,900	362,900	432,600
	3	210,600	255,800	308,700	364,300	434,400
	4	212,800	257,200	310,500	365,700	436,000
	5	215,100	258,700	312,300	367,100	437,500
	6	217,400	259,900	314,100	368,400	439,000
	7	219,600	261,100	315,900	369,700	440,800
	8	221,800	262,300	317,600	371,000	442,600
	9	224,000	263,600	319,300	372,200	444,300
	10	226,200	264,800	321,100	373,700	446,100
	11	228,500	266,000	322,900	375,200	448,000
	12	230,700	267,200	324,700	376,600	449,800
	13	232,900	268,500	326,600	377,900	451,500
	14	235,000	270,400	328,400	379,400	453,400
	15	237,200	272,200	330,200	380,900	455,200
	16	239,400	274,000	331,900	382,300	457,100
	17	241,500	275,600	333,500	383,700	458,800
	18	243,300	277,800	335,400	385,200	460,600
	19	245,100	280,000	337,300	386,600	462,400
	20	246,800	282,200	339,200	388,000	464,200
	21	248,500	284,500	341,000	389,400	465,800
	22	249,800	286,800	343,000	390,900	467,500
	23	251,100	289,200	344,800	392,400	469,400
	24	252,400	291,300	346,600	393,800	471,100
	25	253,700	293,400	348,300	395,100	472,800
	26	254,900	295,400	350,000	396,600	474,400
	27	256,000	297,300	351,600	398,100	475,900
	28	257,100	299,100	353,200	399,600	477,400
	29	258,200	300,900	354,800	401,000	478,900
	30	259,400	302,800	356,100	402,500	480,200
	31	260,600	304,600	357,300	404,000	481,500
	32	261,800	306,300	358,500	405,500	482,800
	33	262,800	308,000	359,800	406,900	484,000
	34	264,100	309,800	361,400	408,500	484,700
	35	265,300	311,500	363,000	410,100	485,400
	36	266,500	313,100	364,500	411,600	486,100
	37	267,900	314,700	366,000	412,800	486,700
	38	269,300	316,400	367,600	414,200	
	39	270,600	318,200	369,200	415,600	
	40	271,900	319,900	370,700	416,900	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	273,300	321,200	372,200	418,500
	42	274,400	323,100	373,800	419,900
	43	275,600	324,900	375,400	421,200
	44	276,600	326,600	376,900	422,600
	45	277,200	328,300	378,400	424,000
	46	278,300	330,200	380,000	425,300
	47	279,100	331,900	381,600	426,800
	48	279,900	333,600	383,100	428,300
	49	280,700	335,300	384,600	429,900
	50	281,500	337,100	386,100	431,300
	51	282,200	338,900	387,600	432,900
	52	283,000	340,600	389,000	434,400
	53	283,800	342,300	390,400	436,100
	54	284,600	343,600	391,900	437,600
	55	285,400	344,900	393,300	439,200
	56	286,200	346,200	394,700	440,800
	57	286,900	347,700	396,200	442,300
	58	287,500	349,300	397,800	443,800
	59	288,300	350,800	399,400	445,000
	60	289,200	352,400	400,800	446,200
	61	290,000	353,900	402,000	447,400
	62	290,600	355,500	403,400	448,700
	63	291,400	357,100	404,800	449,900
	64	292,100	358,600	406,100	451,100
	65	293,100	360,100	407,300	452,200
	66	293,900	361,700	408,500	453,400
	67	294,700	363,300	409,800	454,600
	68	295,400	364,800	411,100	455,800
	69	296,100	366,300	412,400	457,000
	70	296,900	367,900	413,700	458,200
	71	297,700	369,500	415,100	459,400
	72	298,400	371,000	416,300	460,600
	73	299,100	372,500	417,500	461,700
	74	299,800	374,100	418,900	462,300
	75	300,500	375,700	420,300	462,800
	76	301,100	377,200	421,600	463,300
	77	301,700	378,700	422,800	463,800
	78	302,400	380,100	424,000	
	79	303,100	381,500	425,300	
	80	303,700	382,800	426,700	
	81	304,300	384,100	428,000	
	82	305,000	385,500	429,200	
	83	305,700	386,900	430,200	
	84	306,400	388,200	431,400	
	85	307,100	389,300	432,600	
	86	307,900	390,700	433,700	
	87	308,600	392,000	434,900	
	88	309,300	393,300	435,900	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

89	310,000	394,500	437,000
90	310,900	395,800	438,000
91	311,700	396,900	439,000
92	312,500	398,100	440,000
93	313,000	399,300	440,900
94	313,800	400,400	441,700
95	314,600	401,600	442,500
96	315,400	402,800	443,300
97	316,100	404,200	444,000
98	316,900	405,200	444,400
99	317,700	406,200	444,800
100	318,400	407,200	445,200
101	319,200	408,100	445,600
102	320,100	409,100	445,900
103	321,000	410,200	446,200
104	321,800	411,300	446,400
105	322,400	412,000	446,700
106	323,200	412,900	447,000
107	324,000	413,800	447,300
108	324,800	414,700	447,500
109	325,500	415,500	447,700
110	325,900	416,300	
111	326,300	417,100	
112	326,800	417,900	
113	327,300	418,500	
114	327,700	419,200	
115	328,200	419,900	
116	328,600	420,600	
117	329,100	421,200	
118	329,600	421,700	
119	330,000	422,100	
120	330,500	422,400	
121	331,000	422,700	
122	331,400	423,000	
123	331,900	423,300	
124	332,400	423,500	
125	333,000	423,700	
126	333,300	424,000	
127	333,600	424,300	
128	333,900	424,500	
129	334,100	424,700	
130	334,400	425,000	
131	334,700	425,300	
132	334,900	425,500	
133	335,100	425,700	
134	335,300	426,000	
135	335,500	426,300	
136	335,800	426,500	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	137	336,100	426,700			
	138	336,300	427,000			
	139	336,600	427,300			
	140	336,900	427,500			
	141	337,100	427,700			
	142	337,300	428,000			
	143	337,600	428,300			
	144	337,800	428,500			
	145	338,100	428,700			
	146	338,300				
	147	338,600				
	148	338,900				
	149	339,100				
	150	339,300				
	151	339,600				
	152	339,900				
	153	340,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		244,600	286,000	315,100	343,500	428,800

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	227,000	305,100	330,800	420,500
	2	208,300	229,400	306,900	332,900	422,000
	3	210,600	231,800	308,700	335,000	423,500
	4	212,800	234,200	310,500	337,100	424,900
	5	215,100	236,700	312,300	339,100	426,200
	6	217,400	239,100	314,100	341,200	427,600
	7	219,600	241,500	315,900	343,300	429,000
	8	221,800	243,900	317,600	345,400	430,400
	9	224,000	246,400	319,300	347,400	431,800
	10	226,200	248,000	321,100	349,500	433,200
	11	228,500	249,700	322,900	351,600	434,600
	12	230,700	251,300	324,700	353,600	435,900
	13	232,900	252,900	326,600	355,600	437,200
	14	235,000	254,400	328,400	357,100	438,600
	15	237,200	255,800	330,200	358,600	440,000
	16	239,400	257,200	331,900	360,100	441,400
	17	241,500	258,700	333,500	361,500	442,600
	18	243,300	259,900	335,400	362,900	443,900
	19	245,000	261,100	337,300	364,300	445,100
	20	246,800	262,300	339,200	365,700	446,400
	21	248,500	263,600	341,000	367,100	447,500
	22	249,800	264,800	343,000	368,400	448,600
	23	251,100	266,000	344,800	369,700	449,800
	24	252,400	267,200	346,600	371,000	451,000
	25	253,700	268,500	348,300	372,200	452,300
	26	254,800	270,400	350,000	373,500	453,500
	27	255,900	272,200	351,600	374,700	454,500
	28	257,000	274,000	353,200	375,900	455,600
	29	258,000	275,600	354,800	377,100	456,800
	30	259,300	277,800	356,100	378,300	457,600
	31	260,400	280,000	357,300	379,500	458,400
	32	261,600	282,200	358,500	380,600	459,300
	33	262,700	284,500	359,800	381,700	460,200
	34	263,900	286,800	361,200	382,900	460,700
	35	265,000	289,200	362,600	384,100	461,200
	36	266,100	291,300	363,900	385,200	461,700
	37	267,300	293,400	365,200	386,300	462,200
	38	268,500	295,400	366,600	387,500	
	39	269,700	297,300	368,000	388,700	
	40	270,900	299,100	369,300	389,800	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	272,200	300,900	370,600	390,900	
	42	273,400	302,800	372,000	392,100	
	43	274,700	304,600	373,300	393,300	
	44	275,900	306,300	374,600	394,400	
	45	276,900	308,000	375,900	395,500	
	46	277,800	309,800	377,100	396,700	
	47	278,700	311,500	378,300	397,900	
	48	279,500	313,100	379,500	399,100	
	49	280,200	314,700	380,700	400,300	
	50	281,000	316,400	381,900	401,600	
	51	281,700	318,200	383,100	402,800	
	52	282,400	319,900	384,300	404,000	
	53	283,200	321,200	385,400	405,200	
	54	284,000	323,100	386,600	406,500	
	55	284,800	324,900	387,800	407,500	
	56	285,500	326,600	389,000	408,600	
	57	286,200	328,300	390,100	409,800	
	58	287,000	330,200	391,400	411,000	
	59	287,800	331,900	392,700	412,200	
	60	288,500	333,600	393,900	413,400	
	61	289,100	335,300	394,800	414,500	
	62	289,800	337,100	396,000	415,500	
	63	290,500	338,900	397,000	416,800	
	64	291,100	340,600	398,100	418,000	
	65	291,800	342,300	398,900	419,200	
	66	292,500	343,600	400,000	420,300	
	67	293,200	344,900	401,000	421,400	
	68	293,900	346,200	402,000	422,500	
	69	294,600	347,700	403,100	423,500	
	70	295,400	349,200	404,100	424,700	
	71	296,100	350,700	405,200	425,900	
	72	296,800	352,200	406,300	427,100	
	73	297,300	353,600	407,300	427,700	
	74	298,000	355,100	408,400	428,500	
	75	298,700	356,600	409,500	429,200	
	76	299,300	358,100	410,500	429,700	
	77	299,900	359,500	411,400	430,000	
	78	300,600	361,000	412,300	430,300	
	79	301,200	362,500	413,300	430,700	
	80	301,800	364,000	414,300	431,100	
	81	302,400	365,400	415,100	431,400	
	82	303,000	366,700	415,900	431,800	
	83	303,600	368,000	416,600	432,100	
	84	304,200	369,200	417,400	432,400	
	85	304,700	370,400	418,100	432,700	
	86	305,200	371,600	418,700	433,100	
	87	305,700	372,800	419,400	433,400	
	88	306,200	373,900	420,100	433,700	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

89	306,600	375,000	420,700	434,000
90	307,200	376,100	421,400	434,300
91	307,700	377,200	421,900	434,600
92	308,200	378,300	422,500	434,800
93	308,500	379,400	422,900	435,000
94	309,000	380,600	423,300	
95	309,500	381,700	423,600	
96	309,900	382,800	423,900	
97	310,300	383,800	424,100	
98	310,800	384,800	424,400	
99	311,300	385,700	424,700	
100	311,700	386,600	424,900	
101	312,100	387,400	425,100	
102	312,500	388,400	425,400	
103	312,900	389,300	425,700	
104	313,200	390,200	425,900	
105	313,400	391,000	426,100	
106	313,700	391,900	426,400	
107	314,000	392,800	426,700	
108	314,200	393,700	426,900	
109	314,400	394,500	427,100	
110	314,600	395,500		
111	314,900	396,400		
112	315,200	397,300		
113	315,400	397,900		
114	315,600	398,800		
115	315,800	399,700		
116	316,100	400,600		
117	316,400	401,400		
118	316,600	402,100		
119	316,900	402,900		
120	317,200	403,700		
121	317,400	404,300		
122	317,600	405,000		
123	317,800	405,700		
124	318,100	406,300		
125	318,400	406,900		
126		407,600		
127		408,100		
128		408,700		
129		409,300		
130		409,900		
131		410,400		
132		410,900		
133		411,200		
134		411,500		
135		411,800		
136		412,100		

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	137		412,400			
	138		412,700			
	139		413,000			
	140		413,300			
	141		413,600			
	142		413,900			
	143		414,200			
	144		414,500			
	145		414,700			
	146		415,000			
	147		415,300			
	148		415,500			
	149		415,700			
	150		416,000			
	151		416,300			
	152		416,500			
	153		416,700			
	154		417,000			
	155		417,300			
	156		417,500			
	157		417,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,700	282,900	310,300	336,900	418,800

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	240,400	317,500	361,300	405,800
	2	190,900	244,800	319,400	362,700	408,400
	3	192,100	247,500	321,300	364,100	411,000
	4	193,200	250,200	323,200	365,400	413,500
	5	194,400	252,800	325,000	366,600	415,600
	6	196,500	254,400	326,800	367,800	418,000
	7	198,600	255,800	328,600	369,000	420,400
	8	200,700	257,300	330,300	370,100	422,700
	9	202,800	258,800	332,000	371,200	425,000
	10	204,900	260,900	334,000	372,600	427,400
	11	206,900	263,000	336,000	373,900	429,800
	12	208,900	265,000	338,000	375,200	432,100
	13	210,900	266,900	339,800	376,500	434,400
	14	212,900	269,200	341,800	377,900	437,100
	15	214,800	271,500	343,700	379,300	439,800
	16	216,600	273,700	345,600	380,600	442,500
	17	218,300	275,800	347,400	381,900	445,000
	18	220,100	278,200	349,000	383,300	447,500
	19	222,000	280,600	350,600	384,700	450,000
	20	223,800	282,900	352,200	386,100	452,400
	21	225,600	285,100	353,800	387,500	454,800
	22	227,400	287,100	354,800	388,900	457,400
	23	229,200	289,100	355,800	390,300	460,000
	24	230,900	291,100	356,800	391,700	462,300
	25	232,600	293,100	357,900	393,100	464,500
	26	234,800	295,000	359,200	394,600	466,800
	27	236,700	296,900	360,400	396,000	469,300
	28	238,600	298,800	361,600	397,400	471,700
	29	240,500	300,700	362,800	398,800	474,200
	30	241,600	302,200	363,900	400,300	476,700
	31	242,700	303,700	365,000	401,800	479,200
	32	243,800	305,200	366,100	403,300	481,600
	33	245,100	306,700	367,200	404,800	483,900
	34	246,600	308,200	368,200	406,400	486,300
	35	248,100	309,700	369,200	408,000	488,700
	36	249,500	311,100	370,200	409,700	491,200
	37	251,000	312,500	371,100	410,900	493,600
	38	252,600	313,400	372,000	412,300	496,100
	39	254,200	314,300	372,800	413,700	498,500
	40	255,800	315,200	373,600	415,000	501,000

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	257,300	316,000	374,300	416,300	503,300
	42	258,800	316,500	375,100	417,600	505,500
	43	260,300	317,000	375,900	419,100	507,700
	44	261,800	317,500	376,700	420,600	509,900
	45	263,200	318,000	377,500	421,800	511,500
	46	264,400	318,500	378,300	423,000	513,000
	47	265,500	319,000	379,100	424,600	514,600
	48	266,700	319,500	379,900	426,100	516,100
	49	267,900	319,900	380,700	427,400	517,800
	50	269,000	320,400	382,000	428,800	519,200
	51	270,100	320,900	383,300	430,200	520,600
	52	271,200	321,400	384,500	431,600	522,100
	53	272,300	321,800	385,200	433,000	523,200
	54	273,400	322,300	386,200	434,400	524,400
	55	274,400	322,700	387,000	435,800	525,600
	56	275,400	323,100	387,700	437,200	526,800
	57	276,400	323,500	388,400	438,300	527,700
	58	277,100	323,900	389,100	439,600	528,700
	59	277,700	324,300	389,800	441,000	529,700
	60	278,300	324,700	390,500	442,300	530,700
	61	278,900	325,100	391,100	443,100	531,800
	62	279,500	325,700	391,800	443,900	532,700
	63	280,100	326,300	392,600	444,800	533,400
	64	280,700	326,900	393,400	445,700	534,100
	65	281,300	327,400	394,000	446,500	534,900
	66	281,900	328,000	394,800	447,300	535,700
	67	282,500	328,600	395,500	447,900	536,500
	68	283,100	329,200	396,200	448,700	537,300
	69	283,700	329,700	396,800	449,100	538,000
	70	284,400	330,300	397,500	449,700	538,800
	71	285,100	330,900	398,200	450,200	539,600
	72	285,800	331,500	398,900	450,700	540,400
	73	286,400	332,000	399,600	451,200	541,100
	74	287,100	332,700	400,200		
	75	287,800	333,400	400,800		
	76	288,500	334,100	401,500		
	77	289,100	334,800	402,200		
	78	289,800	335,500	402,700		
	79	290,500	336,200	403,300		
	80	291,100	336,900	403,900		
	81	291,700	337,600	404,400		
	82	292,400	338,400	405,000		
	83	293,100	339,100	405,600		
	84	293,700	339,700	406,100		
	85	294,300	340,200	406,600		
	86	295,000	340,700	407,100		
	87	295,700	341,100	407,600		
	88	296,300	341,500	408,300		

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	89	296,900	341,800	408,700		
	90	297,600	342,300			
	91	298,300	342,700			
	92	298,900	343,100			
	93	299,500	343,400			
	94	300,200	343,800			
	95	300,800	344,200			
	96	301,400	344,600			
	97	301,700	345,100			
	98	302,300	345,600			
	99	302,900	346,100			
	100	303,400	346,600			
	101	303,900	347,100			
	102	304,300	347,600			
	103	304,700	348,100			
	104	305,100	348,600			
	105	305,500	349,000			
	106	306,000	349,400			
	107	306,500	349,900			
	108	306,800	350,300			
	109	307,000	350,800			
	110	307,400	351,200			
	111	307,700	351,600			
	112	307,900	352,000			
	113	308,200	352,500			
	114	308,500	352,900			
	115	308,800	353,300			
	116	309,100	353,700			
	117	309,400	354,200			
	118	309,700	354,600			
	119	309,900	355,000			
	120	310,200	355,400			
	121	310,500	355,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226,000	269,500	294,500	337,300	396,500

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第五 医療職給料表（第二条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	298,300	376,200	431,800	488,700
	2	300,600	378,800	433,600	490,500
	3	302,900	381,200	435,400	492,300
	4	305,100	383,600	437,100	494,100
	5	307,100	386,100	438,800	495,900
	6	310,600	388,700	440,400	497,600
	7	314,100	391,300	442,000	499,300
	8	317,400	393,800	443,600	501,000
	9	320,800	395,900	445,200	502,700
	10	324,300	398,300	447,000	504,800
	11	327,700	400,700	448,800	506,900
	12	331,000	403,100	450,600	509,000
	13	334,300	405,700	452,400	511,000
	14	337,800	408,300	454,200	512,900
	15	341,200	410,800	456,000	515,000
	16	344,500	413,200	457,800	517,000
	17	347,900	415,600	459,400	518,900
	18	351,000	417,600	461,400	520,900
	19	354,100	419,500	463,300	522,900
	20	357,200	421,400	465,200	524,700
	21	360,200	423,300	466,600	526,500
	22	363,200	424,800	468,400	528,300
	23	366,200	426,300	470,200	530,100
	24	369,100	427,800	472,000	531,900
	25	372,100	429,200	473,800	533,500
	26	374,300	430,700	475,600	535,300
	27	376,600	432,200	477,400	537,100
	28	378,800	433,600	479,200	538,900
	29	380,500	435,000	481,000	540,500
	30	382,100	436,500	482,800	542,300
	31	383,700	438,000	484,600	544,100
	32	385,400	439,400	486,400	545,800
	33	387,200	440,800	488,200	547,400
	34	388,900	442,300	490,100	549,200
	35	390,400	443,800	492,000	550,900
	36	391,700	445,200	493,900	552,600
	37	393,100	446,600	495,800	554,100
	38	394,500	448,000	497,500	555,700
	39	395,800	449,400	499,300	557,100
	40	397,100	450,800	501,100	558,700

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	398,400	452,200	502,700	560,200
	42	399,100	453,600	504,500	561,600
	43	399,700	455,000	506,300	563,000
	44	400,400	456,400	507,900	564,300
	45	401,300	457,800	509,300	565,500
	46	401,900	459,200	511,000	566,500
	47	402,500	460,600	512,800	567,500
	48	403,100	462,000	514,500	568,500
	49	403,700	463,400	516,000	569,500
	50	404,200	465,100	517,300	570,400
	51	404,700	466,700	518,600	571,300
	52	405,200	468,300	519,900	572,200
	53	405,700	469,900	520,900	573,000
	54	406,100	471,100	522,200	573,900
	55	406,500	472,300	523,500	574,800
	56	406,900	473,400	524,800	575,700
	57	407,300	474,400	525,800	576,600
	58	407,700	475,400	526,600	577,500
	59	408,100	476,300	527,400	578,400
	60	408,500	477,100	528,200	579,100
	61	408,900	477,800	529,100	580,000
	62	409,300	478,500	529,900	580,900
	63	409,700	479,200	530,700	581,800
	64	410,100	479,800	531,400	582,700
	65	410,400	480,500	532,200	583,600
	66		481,200	533,000	
	67		481,800	533,700	
	68		482,400	534,600	
	69		482,700	535,500	
	70		483,300	536,300	
	71		484,000	537,200	
	72		484,700	538,100	
	73		485,100	538,900	
	74		485,700	539,800	
	75		486,400	540,700	
	76		487,100	541,400	
	77		487,500	542,200	
	78		488,100	543,100	
	79		488,700	544,000	
	80		489,200	544,900	
	81		489,700	545,700	
	82		490,200	546,600	
	83		490,700	547,500	
	84		491,200	548,400	
	85		491,600	549,200	
	86		492,100	550,100	
	87		492,500	551,000	
	88		493,000	551,900	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	89		493,500	552,700	
	90		494,100		
	91		494,700		
	92		495,100		
	93		495,600		
	94		496,200		
	95		496,800		
	96		497,300		
	97		497,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		304,200	346,900	402,000	475,800

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,400	234,600	265,500	286,300	314,300	351,900	390,300	454,700
	2	197,500	235,900	266,700	287,300	315,800	353,600	392,600	457,300
	3	199,600	237,200	267,800	288,400	317,300	355,300	394,900	459,800
	4	201,700	238,600	268,900	289,400	318,800	356,900	397,200	462,400
	5	203,700	239,800	270,100	290,200	320,300	358,500	399,500	464,800
	6	205,700	240,900	270,900	291,300	321,700	360,200	402,100	467,300
	7	207,800	241,900	271,800	292,300	323,100	361,800	404,700	469,800
	8	209,600	242,900	272,600	293,300	324,500	363,400	407,300	472,300
	9	211,400	243,900	273,400	294,000	325,800	365,000	409,400	474,700
	10	213,300	245,100	274,400	295,200	327,200	366,700	411,600	477,100
	11	215,300	246,400	275,300	296,200	328,600	368,400	413,800	479,700
	12	217,400	247,700	276,300	297,300	330,000	370,000	416,000	482,100
	13	219,100	248,900	277,000	298,200	331,400	371,500	418,000	484,600
	14	221,100	250,200	278,000	299,100	333,000	373,200	420,000	486,100
	15	223,300	251,500	279,100	300,100	334,500	374,800	422,000	487,400
	16	225,400	252,700	280,100	300,900	336,000	376,400	424,000	488,700
	17	227,600	253,700	280,900	301,700	337,500	378,000	425,800	489,900
	18	228,700	254,900	282,000	302,800	339,100	379,600	427,700	491,200
	19	229,800	256,100	283,000	303,900	340,600	381,200	429,600	492,500
	20	230,900	257,200	284,100	305,000	342,100	382,800	431,400	493,800
	21	232,100	258,500	285,000	306,200	343,600	384,400	433,200	495,000
	22	233,000	259,400	286,200	307,500	345,200	386,400	434,800	496,400
	23	233,900	260,300	287,300	308,600	346,700	388,400	436,400	497,800
	24	234,800	261,100	288,400	309,900	348,200	390,400	437,900	499,000
	25	235,800	261,900	289,400	311,000	349,700	391,800	439,400	500,400
	26	236,700	262,800	290,300	312,200	351,300	393,500	440,700	501,700
	27	237,600	263,700	291,300	313,400	352,900	395,200	442,000	503,100
	28	238,500	264,600	292,200	314,600	354,400	396,900	443,300	504,500
	29	239,300	265,400	293,200	315,800	355,700	398,600	444,600	505,900
	30	240,200	266,500	294,100	317,000	357,200	400,100	445,800	507,000
	31	241,100	267,300	294,900	318,100	358,700	401,600	447,000	508,100
	32	242,000	268,300	295,700	319,300	360,200	403,100	448,100	509,200
	33	242,600	269,200	296,500	320,600	361,700	404,400	449,300	510,300
	34	243,400	270,200	297,600	321,800	363,200	405,700	450,400	511,200
	35	244,200	271,300	298,600	323,000	364,700	407,000	451,600	512,100
	36	244,900	272,400	299,600	324,200	366,100	408,100	452,800	513,000
	37	245,700	273,300	300,500	325,400	367,500	409,200	453,900	514,000
	38	246,500	274,400	301,600	326,500	369,100	410,300	454,700	
	39	247,200	275,500	302,600	327,700	370,600	411,400	455,100	
	40	247,900	276,500	303,600	328,900	372,100	412,500	455,800	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	248,500	277,400	304,600	330,100	373,300	413,300	456,300	
	42	249,000	278,200	305,700	331,400	374,400	414,100	456,700	
	43	249,500	279,200	306,700	332,700	375,600	414,900	457,100	
	44	249,900	280,300	307,700	333,900	376,700	415,700	457,500	
	45	250,300	281,200	308,800	334,800	377,700	416,100	457,900	
	46	250,800	282,100	310,000	336,000	378,500	416,700	458,300	
	47	251,200	282,800	311,100	337,200	379,500	417,200	458,700	
	48	251,500	283,600	312,200	338,400	380,600	417,600	459,000	
	49	251,800	284,300	313,300	339,500	381,600	418,000	459,300	
	50	252,300	285,100	314,400	340,500	382,600	418,200	459,700	
	51	252,800	285,700	315,500	341,500	383,600	418,500	460,000	
	52	253,300	286,400	316,600	342,400	384,500	418,800	460,300	
	53	253,500	287,000	317,700	343,300	385,300	419,100	460,600	
	54	253,800	287,700	318,800	344,300	386,100	419,400		
	55	254,100	288,400	319,900	345,300	387,000	419,700		
	56	254,400	289,100	321,000	346,200	387,800	420,000		
	57	254,800	289,900	322,000	346,700	388,300	420,200		
	58	255,100	290,600	323,000	347,600	389,100	420,500		
	59	255,400	291,300	324,000	348,300	389,900	420,800		
	60	255,700	291,900	325,000	349,200	390,700	421,100		
	61	256,000	292,600	326,000	349,900	391,100	421,300		
	62	256,300	293,300	327,000	350,200	391,800	421,600		
	63	256,500	294,000	328,000	350,700	392,500	421,900		
	64	256,700	294,600	328,900	351,300	393,100	422,200		
	65	257,000	295,300	329,800	351,900	393,500	422,400		
	66	257,200	296,000	330,600	352,600	394,000			
	67	257,400	296,700	331,300	353,300	394,600			
	68	257,700	297,300	332,000	353,900	395,200			
	69	258,000	297,900	332,600	354,600	395,600			
	70	258,200	298,700	333,300	355,100	396,100			
	71	258,400	299,400	333,900	355,700	396,600			
	72	258,600	300,000	334,500	356,300	397,100			
	73	258,800	300,600	335,100	356,600	397,700			
	74	258,900	301,100	335,300	357,200	398,200			
	75	259,200	301,600	335,800	357,700	398,800			
	76	259,400	302,000	336,300	358,200	399,400			
	77	259,600	302,400	336,900	358,700	399,900			
	78	259,900	302,700	337,400	359,200	400,400			
	79	260,200	303,000	337,900	359,700	400,900			
	80	260,400	303,300	338,300	360,100	401,400			
	81	260,600	303,600	338,900	360,400	401,700			
	82	260,900	303,900	339,400	360,700	402,200			
	83	261,200	304,200	339,800	360,900	402,600			
	84	261,400	304,500	340,300	361,200	403,000			
	85	261,600	304,700	340,800	361,700	403,400			
	86		304,900	341,200	362,000				
	87		305,100	341,400	362,300				
	88		305,300	341,700	362,600				

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	89		305,700	342,100	363,000				
	90		305,900	342,500	363,300				
	91		306,100	342,800	363,600				
	92		306,300	343,100	363,900				
	93		306,700	343,400	364,300				
	94		306,900	343,600	364,600				
	95		307,100	344,000	364,900				
	96		307,400	344,300	365,200				
	97		307,700	344,500	365,500				
	98		307,900	344,800	365,900				
	99		308,100	345,100	366,300				
	100		308,400	345,400	366,700				
	101		308,700	345,600	367,200				
	102		308,900	345,900	367,600				
	103		309,100	346,200	368,000				
	104		309,400	346,400	368,400				
	105		309,700	346,600	368,900				
	106			346,800					
	107			347,200					
	108			347,400					
	109			347,600					
	110			348,000					
	111			348,400					
	112			348,800					
	113			349,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		197,300	224,300	257,000	270,800	297,700	339,000	381,600	444,000

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	213,900	247,200	283,800	299,100	316,600	348,900	387,700
	2	215,800	249,400	284,900	299,700	317,700	350,600	390,300
	3	217,600	251,600	286,000	300,300	318,800	352,300	393,000
	4	219,400	253,800	286,900	300,800	319,900	354,000	395,600
	5	221,100	256,100	287,900	301,300	321,000	355,700	397,800
	6	223,000	257,100	288,400	301,900	322,100	357,400	400,000
	7	224,800	258,000	288,900	302,500	323,200	359,100	402,300
	8	226,500	258,900	289,400	303,000	324,300	360,700	404,600
	9	228,300	259,900	289,900	303,500	325,400	362,200	406,500
	10	230,300	261,100	290,400	304,100	326,400	363,900	408,600
	11	232,200	262,200	290,900	304,700	327,400	365,600	410,800
	12	234,100	263,100	291,400	305,200	328,400	367,300	413,000
	13	236,100	263,700	291,900	305,700	329,400	368,700	414,900
	14	238,100	264,400	292,400	306,300	330,600	370,400	416,900
	15	240,100	265,100	292,900	306,900	331,800	372,100	419,000
	16	242,100	266,000	293,400	307,400	333,000	373,800	421,000
	17	244,200	267,000	293,900	307,900	334,100	375,600	423,000
	18	246,200	268,100	294,400	308,600	335,300	377,600	425,200
	19	248,300	269,100	294,900	309,300	336,400	379,600	427,400
	20	250,300	270,100	295,400	310,000	337,500	381,600	429,500
	21	252,300	271,200	295,900	310,700	338,600	383,300	431,400
	22	253,500	272,300	296,400	311,600	339,800	385,400	433,300
	23	254,700	273,400	296,900	312,500	340,900	387,500	435,100
	24	255,800	274,400	297,400	313,400	342,000	389,500	437,000
	25	257,000	275,400	297,900	314,200	343,100	391,400	438,700
	26	257,900	276,500	298,400	315,100	344,300	393,000	440,300
	27	258,700	277,600	298,900	316,000	345,400	394,800	442,000
	28	259,500	278,600	299,400	316,900	346,500	396,600	443,600
	29	260,300	279,500	299,900	317,700	347,600	398,300	444,900
	30	261,100	280,200	300,500	318,600	348,800	400,000	446,200
	31	261,800	280,900	301,300	319,500	349,900	401,900	447,800
	32	262,500	281,600	302,100	320,400	351,000	403,600	449,300
	33	263,200	282,300	302,800	321,200	352,200	405,300	451,000
	34	264,000	282,900	303,600	322,300	353,500	407,000	452,600
	35	264,800	283,400	304,400	323,400	354,800	408,800	454,000
	36	265,500	283,900	305,200	324,500	356,100	410,500	455,400
	37	266,000	284,400	305,900	325,600	357,400	412,100	456,500
	38	266,900	285,000	306,700	326,700	358,900	413,800	457,800
	39	267,700	285,500	307,500	327,800	360,400	415,600	459,100
	40	268,400	286,000	308,200	328,900	361,900	417,400	460,500

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	269,200	286,400	309,000	330,000	363,200	418,900	461,500
	42	270,100	286,900	309,800	331,200	364,700	420,400	462,200
	43	270,900	287,400	310,600	332,300	366,100	421,900	463,000
	44	271,700	287,900	311,400	333,400	367,500	423,200	463,600
	45	272,500	288,400	312,100	334,200	369,000	424,300	464,500
	46	273,200	288,900	313,100	335,300	370,000	425,400	465,200
	47	273,900	289,400	314,100	336,400	371,400	426,500	466,000
	48	274,500	289,900	315,000	337,400	372,700	427,700	466,800
	49	275,100	290,400	315,900	338,400	374,100	429,000	467,500
	50	275,600	290,900	316,900	339,400	375,500	430,100	468,200
	51	276,100	291,400	317,900	340,400	376,800	431,300	468,900
	52	276,500	291,900	318,800	341,400	378,100	432,400	469,700
	53	276,900	292,400	319,700	342,600	379,700	433,600	470,500
	54	277,400	292,900	320,700	343,900	380,900	434,600	471,300
	55	277,900	293,400	321,700	345,100	382,000	435,700	472,000
	56	278,300	293,900	322,700	346,300	383,200	436,800	472,700
	57	278,700	294,400	323,500	347,200	384,400	437,800	473,500
	58	279,100	295,200	324,500	348,400	385,300	438,300	
	59	279,500	296,000	325,500	349,500	386,300	438,900	
	60	279,900	296,700	326,400	350,800	387,200	439,300	
	61	280,300	297,400	327,300	351,800	387,900	439,900	
	62	280,700	298,300	328,300	352,700	388,700	440,400	
	63	281,100	299,200	329,300	353,800	389,500	440,800	
	64	281,500	300,000	330,200	355,000	390,300	441,300	
	65	281,900	300,800	331,100	356,100	391,100	441,800	
	66	282,300	301,700	332,300	357,300	391,800	442,200	
	67	282,700	302,500	333,500	358,500	392,500	442,500	
	68	283,100	303,300	334,700	359,500	393,100	442,800	
	69	283,500	304,100	335,400	360,500	393,800	443,200	
	70	284,000	305,000	336,500	361,500	394,400		
	71	284,500	305,900	337,600	362,600	395,100		
	72	284,900	306,800	338,500	363,700	395,700		
	73	285,300	307,700	339,600	364,600	396,500		
	74	285,900	308,600	340,300	365,700	397,000		
	75	286,500	309,500	341,400	366,800	397,600		
	76	287,000	310,400	342,500	367,800	398,100		
	77	287,500	311,200	343,600	368,600	398,500		
	78	288,100	312,200	344,800	369,400	399,100		
	79	288,700	313,200	345,900	370,200	399,600		
	80	289,200	314,100	347,000	370,900	399,900		
	81	289,700	314,600	348,100	371,600	400,200		
	82	290,200	315,500	349,200	372,100	400,700		
	83	290,700	316,400	350,200	372,600	401,100		
	84	291,200	317,200	351,300	373,100	401,400		
	85	291,700	318,000	352,200	373,800	401,700		
	86	292,200	319,000	353,200	374,300	402,200		
	87	292,700	320,000	354,100	374,800	402,700		
	88	293,200	321,000	355,100	375,300	403,100		

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

89	293,700	321,900	356,000	375,800	403,400
90	294,200	323,000	356,800	376,200	403,800
91	294,700	324,000	357,600	376,800	404,300
92	295,200	325,000	358,400	377,300	404,700
93	295,700	325,800	359,100	377,700	405,100
94	296,300	326,500	359,700	378,200	
95	296,900	327,200	360,300	378,600	
96	297,500	327,800	360,900	378,900	
97	298,100	328,300	361,400	379,600	
98	298,600	328,600	361,800	380,100	
99	299,100	329,200	362,300	380,600	
100	299,600	329,800	362,700	381,100	
101	300,100	330,200	363,200	381,800	
102	300,600	330,800	363,600	382,300	
103	301,100	331,400	364,100	382,800	
104	301,500	331,900	364,500	383,200	
105	301,900	332,300	364,900	383,900	
106	302,400	332,800	365,400	384,400	
107	302,900	333,300	365,800	384,900	
108	303,200	333,800	366,100	385,400	
109	303,400	334,200	366,600	386,100	
110	303,700	334,600	367,100	386,500	
111	303,900	334,900	367,600	387,000	
112	304,200	335,200	368,100	387,500	
113	304,500	335,500	368,700	388,200	
114	304,700	335,900	369,200		
115	305,000	336,200	369,700		
116	305,200	336,500	370,100		
117	305,500	336,700	370,600		
118	305,800	337,000	371,000		
119	306,100	337,300	371,500		
120	306,400	337,500	372,000		
121	306,700	337,700	372,500		
122	307,100	338,000	373,000		
123	307,400	338,300	373,500		
124	307,700	338,600	374,000		
125	307,900	338,800	374,400		
126	308,100	339,100			
127	308,400	339,500			
128	308,800	339,700			
129	309,000	339,900			
130	309,300	340,100			
131	309,700	340,500			
132	310,100	340,700			
133	310,300	341,000			
134	310,600	341,400			
135	310,900	341,800			
136	311,200	342,200			

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	137	311,400	342,500					
	138	311,700	342,900					
	139	312,000	343,300					
	140	312,300	343,700					
	141	312,500	344,000					
	142	312,900	344,400					
	143	313,300	344,700					
	144	313,600	345,100					
	145	313,800	345,400					
	146	314,000	345,800					
	147	314,300	346,200					
	148	314,700	346,600					
	149	314,900	346,900					
	150	315,100	347,300					
	151	315,400	347,700					
	152	315,700	348,100					
	153	316,100	348,400					
	154	316,300						
	155	316,500						
	156	316,800						
	157	317,100						
	158	317,400						
	159	317,700						
	160	318,000						
	161	318,400						
	162	318,700						
	163	319,000						
	164	319,300						
	165	319,700						
	166	320,000						
	167	320,300						
	168	320,600						
	169	321,000						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		244,200	266,100	273,400	283,800	300,200	338,400	383,100

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「であつて寒冷地又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの」を削る。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第三条 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三号を次のように改める。

三 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司で、肢体不自由者に直接接し行う相談又は指導の業務に従事したもの 勤務一日につき 五百六十円

第二十五条第四号中「（前号口に掲げる職員を除く。）で、児童」を「で、児童又はその保護者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司で、知的障害者又は知的障害児に直接接し行う相談又は指導の業務に従事したもの 勤務一日につき 五百六十円

（岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

別表第一（第二条関係）

小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	206,000	227,000	305,100	330,800	420,500
	2	208,300	229,400	306,900	332,900	422,000
	3	210,600	231,800	308,700	335,000	423,500
	4	212,800	234,200	310,500	337,100	424,900
	5	215,100	236,700	312,300	339,100	426,200
	6	217,400	239,100	314,100	341,200	427,600
	7	219,600	241,500	315,900	343,300	429,000
	8	221,800	243,900	317,600	345,400	430,400
	9	224,000	246,400	319,300	347,400	431,800
	10	226,200	248,000	321,100	349,500	433,200
	11	228,500	249,700	322,900	351,600	434,600
	12	230,700	251,300	324,700	353,600	435,900
	13	232,900	252,900	326,600	355,600	437,200
	14	235,000	254,400	328,400	357,100	438,600
	15	237,200	255,800	330,200	358,600	440,000
	16	239,400	257,200	331,900	360,100	441,400
	17	241,500	258,700	333,500	361,500	442,600
	18	243,300	259,900	335,400	362,900	443,900
	19	245,000	261,100	337,300	364,300	445,100
	20	246,800	262,300	339,200	365,700	446,400
	21	248,500	263,600	341,000	367,100	447,500
	22	249,800	264,800	343,000	368,400	448,600
	23	251,100	266,000	344,800	369,700	449,800
	24	252,400	267,200	346,600	371,000	451,000
	25	253,700	268,500	348,300	372,200	452,300
	26	254,800	270,400	350,000	373,500	453,500
	27	255,900	272,200	351,600	374,700	454,500
	28	257,000	274,000	353,200	375,900	455,600
	29	258,000	275,600	354,800	377,100	456,800
	30	259,300	277,800	356,100	378,300	457,600
	31	260,400	280,000	357,300	379,500	458,400
	32	261,600	282,200	358,500	380,600	459,300
	33	262,700	284,500	359,800	381,700	460,200
	34	263,900	286,800	361,200	382,900	460,700
	35	265,000	289,200	362,600	384,100	461,200
	36	266,100	291,300	363,900	385,200	461,700
	37	267,300	293,400	365,200	386,300	462,200
	38	268,500	295,400	366,600	387,500	
	39	269,700	297,300	368,000	388,700	
	40	270,900	299,100	369,300	389,800	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	272,200	300,900	370,600	390,900	
	42	273,400	302,800	372,000	392,100	
	43	274,700	304,600	373,300	393,300	
	44	275,900	306,300	374,600	394,400	
	45	276,900	308,000	375,900	395,500	
	46	277,800	309,800	377,100	396,700	
	47	278,700	311,500	378,300	397,900	
	48	279,500	313,100	379,500	399,100	
	49	280,200	314,700	380,700	400,300	
	50	281,000	316,400	381,900	401,600	
	51	281,700	318,200	383,100	402,800	
	52	282,400	319,900	384,300	404,000	
	53	283,200	321,200	385,400	405,200	
	54	284,000	323,100	386,600	406,500	
	55	284,800	324,900	387,800	407,500	
	56	285,500	326,600	389,000	408,600	
	57	286,200	328,300	390,100	409,800	
	58	287,000	330,200	391,400	411,000	
	59	287,800	331,900	392,700	412,200	
	60	288,500	333,600	393,900	413,400	
	61	289,100	335,300	394,800	414,500	
	62	289,800	337,100	396,000	415,500	
	63	290,500	338,900	397,000	416,800	
	64	291,100	340,600	398,100	418,000	
	65	291,800	342,300	398,900	419,200	
	66	292,500	343,600	400,000	420,300	
	67	293,200	344,900	401,000	421,400	
	68	293,900	346,200	402,000	422,500	
	69	294,600	347,700	403,100	423,500	
	70	295,400	349,200	404,100	424,700	
	71	296,100	350,700	405,200	425,900	
	72	296,800	352,200	406,300	427,100	
	73	297,300	353,600	407,300	427,700	
	74	298,000	355,100	408,400	428,500	
	75	298,700	356,600	409,500	429,200	
	76	299,300	358,100	410,500	429,700	
	77	299,900	359,500	411,400	430,000	
	78	300,600	361,000	412,300	430,300	
	79	301,200	362,500	413,300	430,700	
	80	301,800	364,000	414,300	431,100	
	81	302,400	365,400	415,100	431,400	
	82	303,000	366,700	415,900	431,800	
	83	303,600	368,000	416,600	432,100	
	84	304,200	369,200	417,400	432,400	
	85	304,700	370,400	418,100	432,700	
	86	305,200	371,600	418,700	433,100	
	87	305,700	372,800	419,400	433,400	
	88	306,200	373,900	420,100	433,700	

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

89	306,600	375,000	420,700	434,000
90	307,200	376,100	421,400	434,300
91	307,700	377,200	421,900	434,600
92	308,200	378,300	422,500	434,800
93	308,500	379,400	422,900	435,000
94	309,000	380,600	423,300	
95	309,500	381,700	423,600	
96	309,900	382,800	423,900	
97	310,300	383,800	424,100	
98	310,800	384,800	424,400	
99	311,300	385,700	424,700	
100	311,700	386,600	424,900	
101	312,100	387,400	425,100	
102	312,500	388,400	425,400	
103	312,900	389,300	425,700	
104	313,200	390,200	425,900	
105	313,400	391,000	426,100	
106	313,700	391,900	426,400	
107	314,000	392,800	426,700	
108	314,200	393,700	426,900	
109	314,400	394,500	427,100	
110	314,600	395,500		
111	314,900	396,400		
112	315,200	397,300		
113	315,400	397,900		
114	315,600	398,800		
115	315,800	399,700		
116	316,100	400,600		
117	316,400	401,400		
118	316,600	402,100		
119	316,900	402,900		
120	317,200	403,700		
121	317,400	404,300		
122	317,600	405,000		
123	317,800	405,700		
124	318,100	406,300		
125	318,400	406,900		
126		407,600		
127		408,100		
128		408,700		
129		409,300		
130		409,900		
131		410,400		
132		410,900		
133		411,200		
134		411,500		
135		411,800		
136		412,100		

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

	137		412,400			
	138		412,700			
	139		413,000			
	140		413,300			
	141		413,600			
	142		413,900			
	143		414,200			
	144		414,500			
	145		414,700			
	146		415,000			
	147		415,300			
	148		415,500			
	149		415,700			
	150		416,000			
	151		416,300			
	152		416,500			
	153		416,700			
	154		417,000			
	155		417,300			
	156		417,500			
	157		417,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,700	282,900	310,300	336,900	418,800

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「386,000」を「399,000」に、「433,000」を「447,000」に、「483,000」を「499,000」に、「545,000」を「562,000」に、「621,000」を「641,000」に、「724,000」を「747,000」に、「845,000」を「871,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「408,000」を「421,000」に、「467,000」を「482,000」に、「528,000」を「545,000」に、「609,000」を「628,000」に、「707,000」を「729,000」に、「806,000」を「831,000」に改め、同条第二項の表中「342,000」を「353,000」に、「377,000」を「389,000」に、「404,000」を「417,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第九条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十条第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。

別表中「一、四六〇円」を「一、五九〇円」に、「一、五六〇円」を「一、七〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、六九〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、四二〇円」を「一、

五六〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

第十一条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十条第二項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

（岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第十二条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十八条第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。

別表中「二三六、一〇〇円」を「二五七、六〇〇円」に、「二五三、八〇〇円」を「二七六、六〇〇円」に、「二五三、〇〇〇円」を「二七五、九〇〇円」に、「二四八、八〇〇円」を「二七三、七〇〇円」に、「三三三、六〇〇円」を「三五七、二〇〇円」に、「三二九、八〇〇円」を「二五二、七〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二九一、四〇〇円」に改める。

第十三条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十八条第二項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第六条、第九条、第十一条及び第十三条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）（第十二条第一項、第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項を除く。）の規定、第四条の規定による改正後の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教職員の給与条例」という。）の規定、第七条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第七條第一項の規定、第八条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定、第十条の規定による改正後の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の短時間会計年度任用職員条例」という。）別表の規定並びに第十二条の規定による改正後の岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）別表の規定は令和六年四月一日から、改正後の職員給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定、第五条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定、改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定、改正後の

短時間会計年度任用職員条例第九条第二項及び第十条第二項の規定並びに改正後の会計年度任用職員条例第十七条第二項及び第十八条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和六年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)又は第四条の規定による改正前の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(以下「改正前の教職員の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例又は改正前の教職員の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、改正後の知事等の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の短時間会計年度任用職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例(以下「改正後条例等」と総称する。)の規定を適用する場合には、改正前の職員給与条例、改正前の教職員の給与条例、第五条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第八条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第十条の規定による改正前の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第十二条の規定による改正前の岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

旅券法施行令の一部改正に鑑み、電子情報処理組織を使用する方法により一般旅券の発給を申請する場合の手数料を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に鑑み、同法に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設及び更生施設の生活指導等の基準を改めたものである。

◎ 岡山県子ども・若者未来会議条例について

こども基本法の施行に鑑み、岡山県子ども・若者未来会議を置くものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、給付金として支払を受けた金銭の管理の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査の実施等に関する事務を玉野市及び笠岡市が処理することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成等工事規制区域の指定制度が新たに設けられたこと等に鑑み、同区域内において行う宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法の一部改正により、個人番号カードへの特定免許情報の記録等に関する制度が導入されることに鑑み、当該記録に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

令和六年十月七日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額、寒冷地手当の支給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行ったものである。